

富士吉田市宿泊税導入検討審議会
第4回審議会 議事要旨

日時：令和8年1月27日（火）午後2時30分～午後3時

場所：富士吉田市役所 本館3階大会議室

出席者：委員 菅野 正洋（会長及び議長）

委員 雨宮 正雄

委員 眞田 吉郎

委員 遠山 喜一郎

委員 戸田 元

委員 半田 初幸

委員 八木 育

委員 和光 康雄

委員 渡邊 和彦

委員 渡邊 隆信

委員 渡辺 利彦（欠席）

事務局

※委員の名称は50音順、敬称略

1. 議事の概要

（会長）

事務局より第3回審議会の質疑・意見について報告をお願いしたい。

（事務局）

第3回で特に議論された特別徴収交付金の率について、先行導入自治体の状況や総務省の考え方を改めて確認したところ、先行導入自治体は3%程度に設定しているケースが多いこと、総務省では3%程度で宿泊税導入に対する同意を得ていることが確認された。宿泊税の導入に当たっては総務省の同意が不可欠であることに加え、審議会の意見と総務省の考え方、そして今後の経済情勢の変化にも対応できる率として、交付率3.5%「以上」を答申として審議いただきたい。

（会長）

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

（委員）

総務省の考え方より0.5%高いと解釈してよいのか

（事務局）

よい。

（委員）

交付率を「以上」という曖昧な表現ではなく、明確な率で答申しなければならないのではないか。

(事務局)

審議会の意見は、なるべく高い交付率を設定してもらいたいというものと認識しているため、「以上」と設定している。

(委員)

そうだとしても、曖昧な表現ではいけないのではないか。

(委員)

確認だが、「以上」という表現で答申した場合、市が条例や規則を上程する際、曖昧な表現のまま上程するのか。

(事務局)

しない。明確な率で上程する。

(委員)

それならば問題ない。

(会長)

審議会から市長への答申は、市の政策判断の材料としての位置づけになる。これも踏まえ、「以上」という表現で問題ないか。

(全委員)

問題ない。

(会長)

事務局より宿泊税導入検討審議会答申（案）について説明をお願いしたい。

(事務局)

資料のとおり説明

(会長)

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

(全委員)

なし

(会長)

この内容で市に答申することとする。

(会長)

その他事項について何かあれば意見をお願いしたい。

(委員)

宿泊税を導入するからには、国際観光都市として、徴収した税以上の最善のおもてなしを来訪者にする努力を、官民どちらにもしてもらいたい。

(委員)

富士河口湖町が進めている宿泊税制度との相違点を教えていただきたい。

(事務局)

富士河口湖町との情報共有は適宜行っている。税額、課税免除、特別徴収交付金など、基本的な部分は差異がなく同様の形で進んでいる。今後も情報共有を行い足並みを揃えていきたいと考えている。

(会長)

以上をもって議事を終了する。